

重 要 事 項 説 明 書

(運動型デイサービスアクティ 利用のご案内)

1. 施設の概要

(1) 事業者・事業所の名称等

①事業者

- ・法人名 株式会社 アクティ
・法人所在地 福井県福井市大願寺3丁目8番12号
・電話番号 0776-21-3337 ・FAX番号 0776-21-3663
・代表者名 代表取締役 松下伊佐代
・設立年月日 西暦1989年5月16日

②事業所

- ・事業所名 運動型デイサービス アクティ
・介護保険指定番号 (1871701163 号)
・事業所所在地 福井県坂井市春江町中筋第100号75番地
・電話番号 0776-58-0189 ・FAX番号 0776-58-0199
・管理者名 濱岸 智幸
・開設年月日 西暦2017年6月1日

(2) 事業の目的と運営方針

【目的】 通所介護は要介護状態の利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持を図ることを目的とする。

【方針】 1.事業所は、利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うものとする。

2.事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 施設の従業者の体制

管理者	1名（兼務）	生活相談員	1名（兼務）
看護職員	1名（兼務）	機能訓練指導員	1名（兼務）
介護職	2名以上		

(4) 営業日および利用定員

- ・営業日 月・火・木・土曜日（ただし12月31日～1月3日は除く）
・営業時間 8：30～17：30
・サービス提供時間 1単位目 9：00～12：30
2単位目 13：00～16：30
・利用定員 1単位目 20名 2単位目 20名

2. 通所介護の概要

(1) 通所介護の計画の作成

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じ具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。この通所介護計画の内容について利用者または家族等に対して説明し、利用者の同意を得ると共に、利用者に交付します。

(2) 日常生活上の世話

移動・移乗介助等を行います。

(3) 日常生活動作訓練

①利用者の能力に応じて、日常生活動作を通じた訓練を行います。

②利用者の能力に応じて、専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。

③アクティビティ

利用者の能力に応じて、集団的に行う歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

(4) 送迎

事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭い等の事情により自動車による送迎が困難な場合は、車いすまたは歩行介助により送迎を行うことがあります。

(5) 健康管理

看護職員により、利用者の健康管理に努めます。また、緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

(6) 相談および援助

事業所は、利用者およびその家族から、いかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

3. 利用料金

(1) 介護サービス費（1回の利用あたり）（1割負担の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上	370	423	479	533	588
4時間未満					

※送迎を実施しない場合は、片道47円減算になります。

※介護サービスを受ける時に支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です。

(2) 介護保険サービス外

①おむつ代

リハビリパンツ	150円／枚	テープMサイズ	100円／枚
パッドSサイズ	150円／枚	パッドLサイズ	200円／枚

②個人用の日用品費

マスク	10円／枚	連絡帳ケース	110円／個
連絡帳	110円／枚		

- ③趣味・クラブ活動材料費 実費
- (3) 支払方法は、原則、現金払いとさせていただきます。
- ご利用代金の締め日 毎月末日
 - 請求書発行 翌月 15 日までに請求書を郵送します。
 - 支払場所 事業所内受付

4. 実施地域

坂井市春江町、坂井市丸岡町、坂井市坂井町（東十郷小学校区、兵庫小学校区）、
福井市森田地区

5. 利用の際に留意および禁止いただく事項

- (1) 主治医からの指示事項等がある場合は申し出てください。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出てください。
- (3) 貴重品については、自己の責任のもと管理していただきます。
- (4) 事業所の設備および備品について、本来の用途に反する方法により使用したり、事業所外に持ち出したりしないでください。
- (5) 許可なく危険物を持ち込まないでください。
- (6) ペットを持ち込まないでください。
- (7) 指定した場所以外での火気（タバコ等を含む）を使用しないでください。
- (8) 事業所内で宗教活動、政治活動または営利活動行為等を行わないでください。
- (9) 他人に対し暴力または恐喝その他迷惑を及ぼす行為を行わないでください。
- (10) その他各法令および社会通念等に反する行為を行わないでください。
- (11) 利用者の責めに帰すべき事由によって事業者が被害を被った場合には、利用者および契約者に連帶してその損害の賠償を請求します。

6. 非常災害対策

- (1) 防火設備 自動火災報知器、防火扉、誘導灯、非常通報設備、非常避難器具、カーテン布団等は防炎性能のあるものを使用しています。
- (2) 避難訓練 年2回

7. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者およびその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。
- (2) 事業所は、その業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所は、他の介護保険サービス事業所等に対して、利用者およびその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ利用者およびその家族の同意を得るものとします。

8. サービス内容に関する相談・苦情

苦情受付担当者 堀 鈴子 TEL 0776-58-0189
受付時間 毎週月～金曜日 9:00～17:00

9. 行政機関その他苦情受付機関

坂井市役所高齢福祉課	電話番号 0776-50-3040
坂井地区広域連合	電話番号 0776-91-3309
福井市役所介護保険課	電話番号 0776-20-5715
福井県国民健康保険団体連合会	電話番号 0776-57-1614

10. 緊急時・事故等に関する対応

利用者の病状に急変がおきた場合や事故等が発生した場合、必要に応じて応急の手当てを行います。利用者または契約者が指定する緊急連絡先に連絡するとともに、主治医に連絡し適切な処置を行います。ただし、緊急時においては、併設の協力医療機関にて受診し、事後報告になる場合があります。

11. 身体拘束について

事業所および従業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。また、定期的に身体拘束廃止に向けてカンファレンスを実施します。

12. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるよう努めます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止を普及・啓発するための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待防止に関する担当者の設置

従業者は、事業所従業者または擁護者による、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

13. 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症または非常災害の発生時において利用者に対し通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 従業者等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期

的に実施するものとします。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

14. ハラスメントについて

(1) 事業所は、適切な通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

(2) 利用者、契約者、またはそのご家族等が、当事業所やサービス従業者、あるいは他の利用者、その他の関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービスのご利用を一時中止および利用停止させていただく場合があります。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者 所在地：〒910-0001 福井県福井市大願寺3丁目8番12号

事業所名：株式会社 アクティ

代表者名：代表取締役 松下伊佐代

説明者氏名：

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利 用 者 氏 名 _____

契 約 者 氏 名 _____

(続柄：)

個人情報の使用に係る同意書

私、および私の家族は株式会社アクティに個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供することを下記に記載する内容で同意します。

記

1. 使用する目的

- ・利用者にかかる介護計画（ケアプラン）を、円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議等に必要となる場合
- ・介護支援専門員と居宅サービス事業者との連絡調整に必要となる場合
- ・利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者と連携する場合
- ・利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ・介護保険事務に関する情報提供の場合
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・事業所におけるボランティア受け入れ・学生への実習の場合
- ・上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

2. 利用期間

サービス提供契約期間に準じます

3. 使用条件

- ・個人情報の提供は、必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には利用しません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。
- ・個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示します。

以上

西暦 年 月 日

利 用 者 氏 名 _____

契 約 者 氏 名 _____
(続柄：)